

付 議 第 17 号

博物館に相当する施設の指定に関する議案

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条の規定により申請のあった下記の施設を、博物館に相当する施設として指定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第33号により、議決を求めます。

記

施設の名称：高知県立のいち動物公園
所在地：香南市野市町大谷738番地
申請者：高知県知事 尾崎 正直

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(33) 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、平成26年3月25日に次の施設を指定した。

平成 年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

施設名	所在地	設置者
高知県立のいち動物公園	香南市野市町大谷738番地	高知県

博物館に相当する施設の指定について

1 博物館に相当する施設（博物館法第二十九条）

博物館の事業に類する事業を行う施設で、県の教育委員会が文部科学省令で定めるところにより、指定

※学芸員又は学芸員補の必置義務が生じるが、社会的に信用があがる。

2 申請施設の概要

名称：高知県立のいち動物公園
所在地：香南市野市町大谷 783 番地
開園：平成3年11月3日

3 審査

(1) 審査会の開催

日時：平成26年2月14日（金）9:15~12:00
場所：高知県立のいち動物公園 会議室
委員：委員長 内田 純一（高知大学教育学部教授・高知県社会教育委員会委員長）
副委員長 渡部 孝（わんぱくこうちアニマルランド園長）
委員 澤田 博睦（文化生活部 文化推進課長）
委員 松田 知彦（県立歴史民俗資料館長）
委員 元吉 喜志男（県立文学館長・高知県社会教育委員会副委員長）

(2) 審査結果： 適

*詳細は次頁

(3) 審査会の要望事項

- ① 研究報告集は、研究活動の継続性の観点からも、今後も複数年に1度は発行するといった定期的計画的な発行を望む。
- ② 動物園や水族館以外の各博物館とも連携した取組の広がりを望む。

項目ごとの審査内容

	博物館に相当する施設指定審査要項	高知県立のいち動物公園	適否
1 施設	(2) 動物園、植物園について ア およそ1,320㎡以上の土地があること。 イ 動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。	ア 使用区域 19.9ha 動物園区域 16.3ha (施設延べ床面積7,662.53㎡) イ 動物収容施設、動物病院棟、事務室等	適
2 資料	(1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。 (2) 所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。	(1) 総数1,421点 動物資料 生体 1,234点 標本 173点 模型資料 骨格模型 2点 教育システム 12点 (2) 整備済み	適
3 職員	職員は一般職員のほか、専門的職員として次のいずれかに該当する職員を有すること。 (1) 学芸員有資格者	職員数46名 (1) 学芸員有資格者13名	適
4 事業	(1) 展示は、常設展はもとより、特別展等も行っていること。 (2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。 (3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。 (4) 資料について調査研究活動が行われていること。 (5) その他各種の教育活動が配慮されていること。	(1) 常設展のほか、企画展を開催 (2) パンフレット、機関誌年3回、年報の発行 (3) 各種講習会、講演会等の開催あり (4) 日本動物園水族館協会動物園技術者研究会での学術研究発表、のいち動物公園飼育研究報告など (5) ふれあい教室、出前授業、サマースクールなど	適
5 運営	(1) 館園の設置規定、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。 (2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。 (3) 館園の運営が年間を通じて一般に公開されていること。 (4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。	(1) 整備済み (2) 休園日(毎週月曜日・年末年始12/27～1/1) (3) 該当 (4) 該当(県内約7.4割、県外約2.6割) ・駐車場の県外車両数から推定 ・H24入園者数 150,814人	適



別記第9号様式

博物館相当施設指定申請書

25高公下第513号
平成25年11月28日

高知県教育委員会 様

申請者 高知県知事 尾崎 正直
申請者の住所 高知市丸ノ内1丁目2番20号



博物館法の規定により、下記施設を博物館相当施設として指定されるよう別添関係書類等を添えて申請します。

記

設置者	高知県
設立年月日	平成3年11月3日
施設名	高知県立のいち動物公園
施設所在地	香南市野市町大谷738番地

高知県博物館に相当する施設指定に関連した法令（抜粋）

○博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号）

（博物館に相当する施設）

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

○博物館法施行規則（昭和三十年十月四日文部省令第二十四号）

（申請の手続）

第十九条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

（指定要件の審査）

第二十条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
- 三 学芸員に相当する職員がいること。
- 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- 五 一年を通じて百日以上開館すること。

2 前項に規定する指定の審査に当たっては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

博物館に相当する施設指定審査要項

1 施設

- (1) 総合博物館、歴史博物館、民族博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について
 - ア 建物はおおよそ132㎡以上の延べ面積を有すること。
 - イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。
- (2) 動物園、植物園について
 - ア おおよそ1,320㎡以上の土地があること。
 - イ 動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。
- (3) 水族館について
 - ア 展示用水槽が4個以上で、かつ、水槽面積の合計は360㎡以上であること。
 - イ 放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

2 資料

- (1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。
- (2) 所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。

3 職員

職員は一般職員のほか、専門的職員として次のいずれかに該当する職員を有すること。

- (1) 学芸員有資格者
- (2) 学芸員に相当する者

学芸員に相当する職員は少なくとも次によるものとする。

 - ア 高等学校卒の職員は、10年以上の経験を有する者であること。
 - イ 短期大学卒の職員は、7年以上の経験を有する者であること。
 - ウ 大学卒の職員は、5年以上の経験を有する者であること。

4 事業

- (1) 展示は、常設展はもとより、特別展等も行っていること。
- (2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。
- (3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。
- (4) 資料について調査研究活動が行われていること。
- (5) その他各種の教育活動が配慮されていること。

5 運営

- (1) 館園の設置規定、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。
- (2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。
- (3) 館園の運営が年間を通じて一般に公開されていること。
- (4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

(注) (1) 当該施設の指定の審査に当たっては、必要に応じて実施について審査するものとする。

(2) 博物館相当施設として、長期にわたり正常な運営を期待する見込みのないものは指定してはならない。

6 施行期日

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

高知県博物館に相当する施設指定審査会設置要綱

(設置等)

第1条 この要綱は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第20条に規定する博物館に相当する施設としての指定要件の審査に関し意見を聴くため、高知県博物館に相当する施設指定審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審査会は、申請書類及び施設等について審査し、指定の可否について意見を付して高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から当該委嘱し、又は任命した日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員長又は副委員長及び委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議は、教育長が招集する。